

議 案 第 5 号

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

重度心身障害者に対する医療費の助成に当たり、医療機関の窓口で、あらかじめ助成金の額を差し引いた額を支払う方式を導入等するため。

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 契約医療機関 千葉県と重度心身障害者に係る医療費の現物給付の取扱いに関する契約を締結している医療機関をいう。
- (4) 扶養者 次条の規定による受給資格の認定を受けた者（以下「認定者」という。）の配偶者、子等であつて、現に当該認定者を扶養し、かつ、当該認定者の属する世帯の生計を維持しているものとして市長が認める者をいう。

第3条から第6条までを次のように改める。

（受給資格の認定）

第3条 助成金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、受給資格の認定（以下「認定」という。）を市長から受けなければならない。

（認定の始期）

第4条 認定の始期は、重度心身障害者となつた日の属する月の翌月1日又は次条第1号に規定する者となつた日のいずれか遅い日とする。

（認定を受けることができる者）

第5条 認定を受けることができる者は、重度心身障害者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住している者（国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定による他の市町村が行う国民健康保険の被保険者その他市長が認めた者を除く。）

イ 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定による本市が

行う国民健康保険の被保険者

ウ 高齢者の医療の確保に関する法律第50条又は第55条に規定する後期高齢者医療の被保険者であつて、市長が認めたもの

エ 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所中の者であつて、市長が認めたもの

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属しない者

(3) 規則で定めるところにより算出した、当該重度心身障害者及び当該重度心身障害者と生計を一にする者の市民税の所得割の合算額が235,000円未満の者

(4) 重度心身障害者になつた年齢が65歳未満の者

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号の高額治療継続者に該当する者は、前項第3号の規定は適用しない。

（受給券の交付）

第6条 市長は、認定をしたときは、規則で定めるところにより、認定者に対し受給券を交付するものとする。

2 受給券の有効期間は、申請日の属する月の翌月1日から次の7月31日までとし、以後1年ごとに更新する。

第7条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（助成の方法）」を付し、同条を次のように改める。

第7条 市長は、認定者が契約医療機関において、受給券及び社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証、被扶養者証等を提示したときは、助成金を当該契約医療機関へ支払うものとする。

2 前項の規定により助成金を支払うときは、認定者又は扶養者に対し、助成金の支給を行つたものとする。

第10条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「市長が」を削り、同条を第15条とし、同条の前に次の2条を加える。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 第7条第1項及び第8条第1項の規定により支払を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(時効)

第14条 第8条第1項の規定により支払を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第9条の見出し中「または返還」を削り、同条中「またはすでに」を「既に」に、「または一部」を「又は一部」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「ときは、第6条に規定する助成金の支給は行なわない」を「場合においては、助成金の支給は行わず、又は支給の決定を取り消し、既に支給した額を認定者若しくは扶養者に返還させるものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の場合において、認定者が第三者から同一の支給理由について損害賠償を受けることが困難であると市長が認めるときは、助成金の支給を行うことができる。

第8条を第11条とし、同条の前に次の3条を加える。

第8条 前条第1項の規定により行う助成金の支払ができないときは、助成金を認定者又は扶養者に支給するものとする。

2 前項の規定による助成金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(助成金の額)

第9条 助成金の額は、認定者が社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは療養費の支給を受ける場合において、一部負担金から高額療養費及び高額介護合算療養費として支給される額並びに別表に定める自己負担金の額を控除した額とする。

2 法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額及び

国の補助に基づき給付を受ける額があるときは、その額を助成金の額から控除する。

- 3 社会保険各法の規定による附加給付を受けることができるときは、その給付の額を助成金の額から控除することができる。

(他の制度との関係)

第10条 松戸市子ども医療費の助成に関する規則（平成14年松戸市規則第74号）の規定により助成を受けることができるときは、その限度において、助成金の支給は行わない。

附則の次に次の別表を加える。

別表

世帯の区分	自己負担金		
	入院（1日当たり）	通院（1回当たり）	調剤
市民税非課税世帯	0円	0円	0円
市民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円
市民税課税世帯	300円	300円	0円

備考

- この表における「通院」には、在宅療養、訪問看護、治療用装具その他の社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは療養費の支給を受けることができるものであつて、入院及び調剤に当たらないものを含む。
- 世帯の区分は、規則で定めるところにより決定する。
- 診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護があつた日の属する年度（当該日が4月1日から7月31日までの場合にあつては、当該日の属する年度の前年度）の世帯の区分により自己負担金を決定する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る助成金の支給について適用し、施行日前までの診療、薬剤の支給若

しくは手当又は訪問看護に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

(松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成19年松戸市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第3項及び第4項を削る。